

## 公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)に基づく届出・申出

### ◆ 公拡法の概要(制度のあらまし)

公拡法に基づき、都市計画施設の区域内の土地や一定規模以上の土地等を有償で譲渡しようとする場合、所有者は、当該土地の所在、面積、譲渡予定価格、譲り渡そうとする相手、その他のことを大牟田市長に届ける必要があります。

また、同様に、一定の条件を満たす所有者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望する場合、大牟田市長に対してその旨を申し出ることができます。

公拡法による届出・申出をされた土地について、地方公共団体等による買取り希望がある場合は、一定の期間、土地の譲渡が禁止されます。

また、公拡法による届出・申出により地方公共団体等に土地を売却した場合は、1,500万円の特別控除が受けられる場合があります。

### ◆ 事務の根拠法

公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年6月15日法律第66号)

### ◆ 届出・申出について

#### ●届出…公拡法第4条第1項

下記に掲げるいずれかの土地を所有者が有償で譲渡(売買、交換、代物弁済、譲渡担保及びこれらの予約契約等)しようとする場合、当該土地の所在、面積、譲渡予定価格、譲り渡そうとする相手、その他の事項を大牟田市長に届け出る必要があります。

##### 1 都市計画施設の区域内の土地(200m<sup>2</sup>以上)

##### 2 都市計画区域内の次に掲げる土地[(1)から(4)までは200m<sup>2</sup>以上]

- (1)道路、都市公園、河川予定地として決定または指定された区域内の土地等
- (2)新たな市街地の造成を目標とする土地区画整理事業の施行区域内の土地
- (3)新都市基盤整備事業または住宅街区整備事業の施行区域内の土地
- (4)生産緑地地区の区域内の土地
- (5)市街化区域における5,000m<sup>2</sup>以上の土地(政令)
- (6)市街化区域を除くその他の都市計画区域における10,000m<sup>2</sup>以上の土地(政令)

H18.08.30 改正

ただし、次のいずれかに該当する場合には届出の必要はありません。

- a. 国または地方公共団体若しくは政令で定める法人に有償で譲渡しようとするとき、または、これら者が譲渡するとき
- b. 文化財保護法第46条の規定の摘要を受けた区域内に含まれる土地であるとき
- c. 都市計画法第29条の開発許可を受けた区域内に含まれ完了公告がなされるまでの土地であるとき
- d. 過去に公拡法による届出をした土地で地方公共団体等と協議が成立しない等の理由により譲渡制限期間が経過してから1年以内に、届出者が有償譲渡しようとするとき
- e. その面積が200m<sup>2</sup>未満のもの

#### ●申出…公拡法第5条

下記に掲げるいずれかの土地の所有者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、大牟田市長にその旨を申し出ることができます。

##### 1 公拡法第4条第1項に規定する土地

##### 2 都市計画区域内に所在する土地(※100m<sup>2</sup>以上)

#### ※100m<sup>2</sup>以上

公拡法施行令第4条ただし書の規定で定める規模は200m<sup>2</sup>ですが、ただし書の規模を定める大牟田市規則により大牟田市は100m<sup>2</sup>以上となっています。(平成24年3月30日規則第23号)

## 【大牟田市】

公拠法第5条の申出をした者については、公拠法第8条(土地の譲渡の制限)に規定する期間の経過した翌日から1年間を経過するまで公拠法第4条第1項の規定は、適用されません。

### ●土地の買取りの協議…公拠法第6条

公拠法の届出または申出が出されると、大牟田市長は、買取りを希望する地方公共団体等がある場合には、当該届出等があつた日から3週間以内に買取り協議を行う旨(買取りを希望する地方公共団体等がない場合はその旨)を届出または申出者に通知します。

買取り協議を行う旨の通知を受けた者は、地方公共団体等の買取り協議に応じていただくことになります。

### ●土地の譲渡の制限…公拠法第8条

公拠法の届出・申出をした場合、次のとおり一定期間、土地の譲渡が禁止されます。

(1)買取り協議を行う旨の通知があつたとき

→通知のあつた日から3週間

(この期間中に、協議不成立が明らかになった場合はその時点まで)

(2)買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知があつたとき

→その通知のあつた日まで

(3)(1)または(2)の通知がないとき

→届出等をした日から起算して3週間を経過する日まで

### ●違反した場合…公拠法第32条

次のいずれかに該当すると、50万円以下の過料に処せられる場合がありますのでご注意ください。

(1)届出をしないで土地を有償で譲渡した場合

(2)虚偽の届出をした場合

(3)譲渡の制限期間内に土地を譲渡した場合

### ◆ 申請書類等

届出書または申出書に必要な事項を記入し、土地所有者の記名・押印のうえ、添付書面等を添えて提出してください。(1部提出)

- ①土地有償譲渡届出(土地買取希望申出)書
- ②位置図(おおむね 1:10,000)
- ③付近見取図(おおむね 1:1,000)

- ④地積測量図(実測面積で買取る場合)
- ⑤公図写し
- ⑥土地登記簿謄本(写し可)

### ◆ 手続きの流れ

